

第3次那須烏山市一般廃棄物処理基本計画

【令和8年度～令和12年度】

概要版

令和8年3月

那須烏山市

計画の概要

計画策定の趣旨

本市では令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「第2次那須烏山市一般廃棄物処理基本計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定し、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を展開し、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んできました。

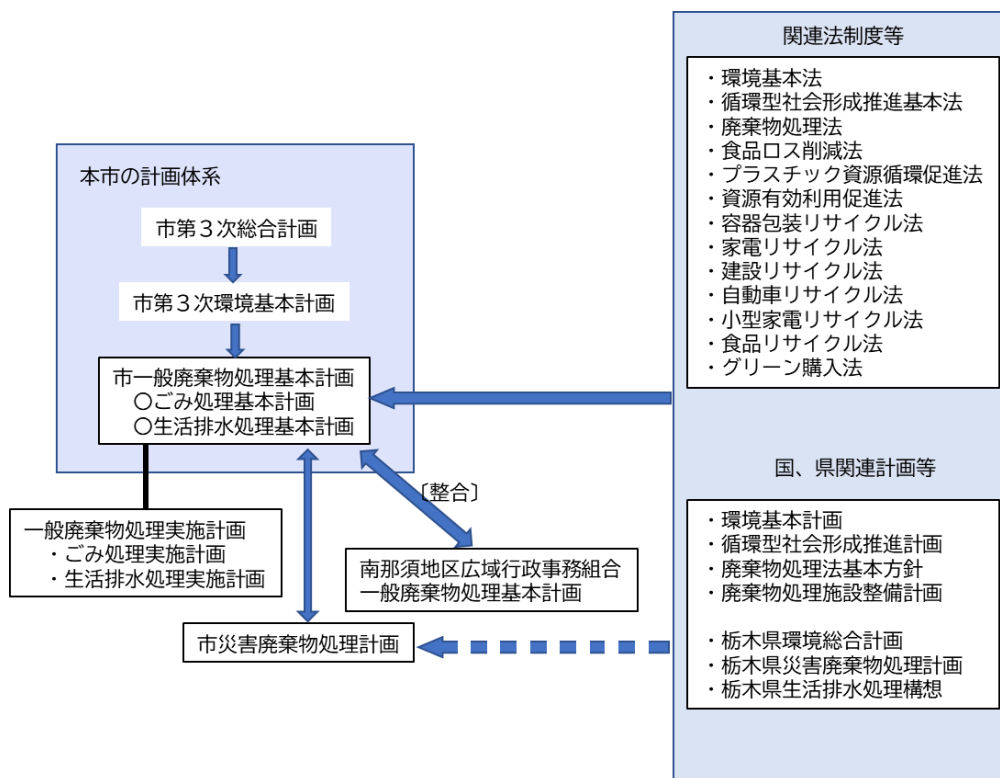
この間、国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方のもと、国では、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定等、資源循環を巡る情勢は大きく変化してきました。

また、地球温暖化などの気候変動への対策や、頻発する大規模災害によって発生する災害廃棄物の処理など、新たな施策に対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、引き続き一般廃棄物の減量及び適正処理を図りつつ、新たな課題にも柔軟に対応し、資源循環のための施策を計画的に推進するため、新たな「第3次那須烏山市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたします。

計画の位置づけ

国の第6次環境基本計画や第5次循環型社会形成推進基本計画、栃木県の環境総合計画等を踏まえた一般廃棄物の減量・資源化及び適正処理に関する総合的な計画とします。また、市第3次総合計画及び市第3次環境基本計画との整合も図ります。



計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年間の計画期間とします。

基本理念

私たちの暮らしは、豊かな自然環境と調和することで成り立っています。資源の大量消費やごみの増加により、環境への負荷が高まっています。SDGsやカーボンニュートラルなどの持続可能な社会づくりが推進される現代において、ごみの存在価値は大きく変化しており、ごみをごみとして廃棄するか、資源として再利用するか、ごみの捨て方ひとつでその価値は大きく変わります。今後は限りある資源を大切に、資源を循環させることで持続可能な未来を築くことが今以上に求められるため、市民・事業者・行政が自分達の役割を理解し、協働して5R（リフューズ（発生回避）、リユース（再使用）、リデュース（発生抑制）、リサイクル（再資源化）、リファイン（ごみの分別））の推進に取り組むことで、ごみの減量化及び資源の循環を促進し、未来へ向けた循環型社会の形成を目指す必要があります。

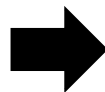
このことから、本計画の基本理念を以下のとおり設定し、基本理念に基づきごみ処理に関する本市の各種施策を展開していきます。

未来へつなぐ循環型社会を目指して

本市の現状からみる主な課題

①ごみの減量化に向けた対応

- 可燃ごみの排出削減
- 食品ロス削減への取組
- 紙類の分別排出の徹底
- 資源ごみの回収の向上
- 分別排出の周知・徹底



- 地域全体でごみの削減及び資源の循環を目指した取り組みが必要
- ⇒基本目標1
- 市民・事業者・行政の協働で取り組む5Rの推進

②排出から処分に関する対応

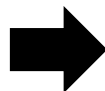
- ごみステーションの適正管理
- 安定的な収集運搬体制の構築
- 処理施設・処分場の状況把握



- ごみの排出から処分まで適正かつ安定的な処理体制の整備が必要
- ⇒基本目標2
- ごみの適正処理体制の整備

③廃棄物への対応

- 不法投棄等の不適正排出の防止
- 災害廃棄物に対する備え



- 不測の事態に対応するための体制づくりが必要
- ⇒基本目標3
- 地域環境を守る廃棄物対応

計画の体系



基本理念

未来へつなぐ循環型社会を目指して

基本目標

①

市民・事業者・行政の協働で取り組む5 Rの推進

主な施策

- ①-1 リフューズ（発生回避）の推進
- ①-2 リユース（再使用）・リデュース（発生抑制）の推進
- ①-3 リサイクル（再資源化）の推進
- ①-4 リファイン（ごみの分別）の徹底

基本目標

②

ごみの適正処理体制の整備

主な施策

- ②-1 ごみステーションの適正管理の推進
- ②-2 安定的な収集運搬体制の確保
- ②-3 処分場の適正な整備の推進

基本目標

③

地域環境を守る廃棄物対応

主な施策

- ③-1 不法投棄等の不適正排出対策の強化
- ③-2 災害廃棄物対策の強化

計画の数値目標

	現状値（R6実績値）	目標値（R12年度）
ごみの総排出量	7,116 t	6,137 t
家庭系ごみの排出量	5,543 t	4,659 t
事業系ごみの排出量	1,573 t	1,478 t
1人1日当たりのごみの排出量		
総排出量	825 g/人・日	814 g/人・日
家庭系ごみの排出量	642 g/人・日	618 g/人・日
焼却率	84.6 %	80.0 %
再生利用率	13.4 %	17.0 %

ごみ処理基本計画

具体的な施策（☆新規施策、○継続施策、◎重点施策）

基本目標 1 市民・事業者・行政の協働で取り組む5 Rの推進	市民	事業者	行政
1-1 リフューズ（発生回避）の推進			
☆リフューズの推進	●	●	●
1-2 リユース（再利用）・リデュース（発生抑制）の推進			
○①再生品の購入の推進	●	●	●
○②リユースショップやフリマアプリ等の活用	●	●	●
○③生ごみの水切り及び堆肥化による自家消費の推進	●	●	●
◎④食品ロス削減の推進	●	●	●
○⑤長寿命商品の普及と選択	●	●	
○⑥過剰梱包・包装の抑制		●	●
○⑦家庭ごみの有料化の検討			●
1-3 リサイクル（再資源化）の推進			
◎①容器包装プラスチックの分別収集の検討			●
☆②廃食用油の再利用の推進	●	●	●
○③集団回収の推進	●		●
○④ペットボトルの水平リサイクルの推進			●
1-4 リファイン（ごみの分別）の徹底			
◎①雑紙の分別の徹底	●	●	●
○②使用済み小型家電の回収の促進			●
○③適切な分別の情報発信			●

基本目標 2 ごみの適正処理体制の整備	市民	事業者	行政
2-1 ごみステーションの適正管理の推進			
○①ごみステーション利用マナーの向上	●		●
◎②ごみステーション設置数の適正化	●		●
◎③事業系ごみのごみステーションへの不適正排出の防止		●	●
2-2 安定的な収集運搬体制の確保			
○①ごみ収集運搬体制の構築			●
☆②リチウムイオン電池等の小型充電式電池への対応			●
○③高齢者等の排出困難者への柔軟な対応			●
2-3 処分場の適正な整備の推進			
○①中長期的ごみ処理施設の広域化・集約化			●
○②最終処分場について			●

基本目標 3 地域環境を守る廃棄物対応	市民	事業者	行政
3-1 不法投棄等の不適正排出対策の強化			
○①不法投棄の防止対策			●
○②環境美化活動の推進	●	●	●
3-2 災害廃棄物対策の強化			
○災害廃棄物対策			●

基本理念

水には多様な役割があり、快適な環境を生み出し、人々の心に潤いとやすらぎを与えてくれます。那珂川をはじめとする本市を流れる河川は、市民の憩いの場や自然を構成する重要な要素の一部として、次世代に残していかななくてはなりません。

現在、生活排水処理における状況は、下水道接続率の低迷や施設の老朽化、浄化槽の適正な維持管理など多様な課題が山積していますが、地域の水環境を守るため、市民・事業者・行政が連携し、生活排水処理施設の整備及び適正な維持管理を進める必要があります。

豊かな自然とそこに住む市民が共生できる持続可能な生活環境の実現を目指して、本計画の基本理念を「生活排水処理による環境負荷の低減を目指して」とします。

生活排水処理による環境負荷の低減を目指して

本市の現状からみる主な課題

①生活排水処理施設の普及に関する対応

- 下水道事業全体計画区域の現状と乖離
- 下水道接続の伸び悩み
- 既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽への対応
- 合併処理浄化槽の適正管理



- 生活排水処理施設普及に向けた取り組みが必要
- ⇒基本目標1
- 生活排水処理人口普及率の向上

②処理施設に関する対応

- し尿処理及び浄化槽汚泥処理施設の老朽化
- 安定的な収集体制の維持



- 安全・安心かつ効率的な処理体制づくりが必要
- ⇒基本目標2
- し尿処理及び浄化槽汚泥処理施設の効率化

計画の体系



基本理念

生活排水処理による環境負荷の低減を目指して

基本目標 ①

生活排水処理人口普及率の向上

主な施策

- ①-1 下水道全体計画の見直し
- ①-2 下水道等への接続促進
- ①-3 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進
- ①-4 下水道等及び浄化槽の適正管理の徹底

基本目標 ②

し尿処理及び浄化槽汚泥処理施設の効率化

主な施策

- ②-1 新たな施設の整備
- ②-2 施設の適正な維持管理
- ②-3 収集運搬体制の効率化

計画の数値目標

	現状値 (R 6 実績値)	目標値 (R12 年度)
生活排水処理人口普及率	69.4%	76.0%
下水道接続率	53.6%	60.0%

具体的な施策 (☆新規施策、○継続施策、◎重点施策)

基本目標 1 生活排水処理人口普及率の向上	市民	事業者	行政
☆ 1-1 下水道全体計画の見直し			●
○ 1-2 下水道等への接続促進	●	●	●
◎ 1-3 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進	●	●	●
○ 1-4 下水道等及び浄化槽の適正管理の徹底	●	●	●

基本目標 2 し尿処理及び浄化槽汚泥処理施設の効率化	市民	事業者	行政
○ 2-1 新たな施設の整備			●
○ 2-2 施設の適正な維持管理			●
○ 2-3 収集運搬体制の効率化			●